

下北森林管理署では、国有林における

## 森林ボランティア活動の希望者を募集しています！

【募集期間：令和3年4月5日～4月19日】

東北森林管理局下北森林管理署では、近年、植樹・保育の森づくりや森林の保全活動等、森林・林業へのボランティアによる取り組みのニーズが高まりを見せている中で、国有林野におけるパトロール等の森林保全活動や森林環境美化活動、森林教室等の現地案内や指導等の活動について、ボランティアにより協力したいとの要請に応えるため、活動の希望者を募集し「東北森林管理局フォレストボランティア」として登録することとしました。

国有林野を「国民の森林」として管理経営していく観点からも、広く一般の方々にボランティア活動へ参加していただくこととしたものです。

### ○ 森林ボランティア活動の内容

#### 1 森林パトロール

動植物保護（高山植物盗採防止等）及び山火事防止等のための林野巡視

#### 2 森林環境美化運動

森林汚染防止のため、ゴミ等の回収、看板の設置等の啓発活動

#### 3 森林案内・指導等

森林教室、自然観察、体験林業等における現地案内や指導

#### 4 その他

国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力

### ○ 活動のエリア及び期間

下北森林管理署管内（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村に所在する国有林野）とします。

活動期間は令和3年5月1日から令和5年4月30日の2年間とします。

### ○ 活動希望者の申請・登録

1 ボランティア活動を希望される方は、下北森林管理署長に別紙「森林保全等に係るボランティア活動による森林パトロール員登録申請書」を提出して下さい。

団体として活動を希望する場合は、会員等の申請書をまとめて一括申請することが出来ます。

申請者が、自然・環境保護団体や山岳愛好会等に所属している場合は、当該所属組織の推薦書を添付して下さい。

2 署長は、次の要件を充たし適当と認める者を「東北森林管理局フォレストボランティア」として認定・登録し、「森林ボランティア活動登録証」を交付します。

① 森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、署長に登録を申請する者。

② 森林ボランティア活動の実施に必要な見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者。

（今回の募集人員は、15名程度を予定しています。応募者多数の場合についてはご希望に添えない場合があります。）

3 登録者が不適切な行為を行った場合、活動実績が一定期間無い場合及び登録された者が自ら取消を申し出た場合は、登録を取り消すことがあります。

### ○ 活動の方法等

1 森林ボランティア活動を行った結果については、森林パトロール記録表の提出または電話連絡等により、署へ報告をお願いします。

2 森林ボランティア活動を行う際は、署長が貸与する腕章を着用していただきます。

3 活動は無報酬です。活動に使用する器具・器材は、原則として活動される方で用意していただきます。また、活動中の事故や負傷等に対する補償はありませんので、活動の際には十分留意して下さい。

（なお、「森林ボランティア保険」には一括加入を予定しています。）

その他詳細につきましては、下記担当までお問い合わせ下さい。

担当者：下北森林管理署 森林技術指導官 福長

TEL 0175-22-1131 FAX 0175-22-1134